

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会規則第3号

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成3年黒石市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1指導課の項第4号中「研究発表会及び」を削り、同項中第9号を削り、同項第10号中「幼稚園、」を削り、同号を第9号とし、同項中第11号を削り、同項第12号を第10号とし、同項第13号中「係る事務及び活用に」を削り、同号を第11号とし、同項中第14号を削り、同表社会教育課の部社会教育係の項第7号中「成人式」を「二十歳の集い」に改め、同項第10号中「市子ども会育成連合会」を「社会教育団体への支援」に改め、同項中第14号を削り、同部地域支援係の項中第6号を削り、同項第7号中「・市連合PTAの支援及び助言並びに連絡調整」を「への支援」に改め、同号を第6号とし、同項第8号中「市連合婦人会」の次に「への支援」を加え、同号を第7号とし、同項中第11号削り、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 市民文化会館に関すること。

(9) みんなのホールに関すること。

別表第1社会教育課の部図書館係の項第1号中「の管理運営」を「及びほるぷ子ども館」に改め、同項第2号中「蔵書」を「図書の購入及び蔵書」に改め、同項中第6号を次のように改める。

(6) 県内外の図書館との連携に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。